

多摩川水系河川整備計画の変更

～第8回有識者会議に向けて～

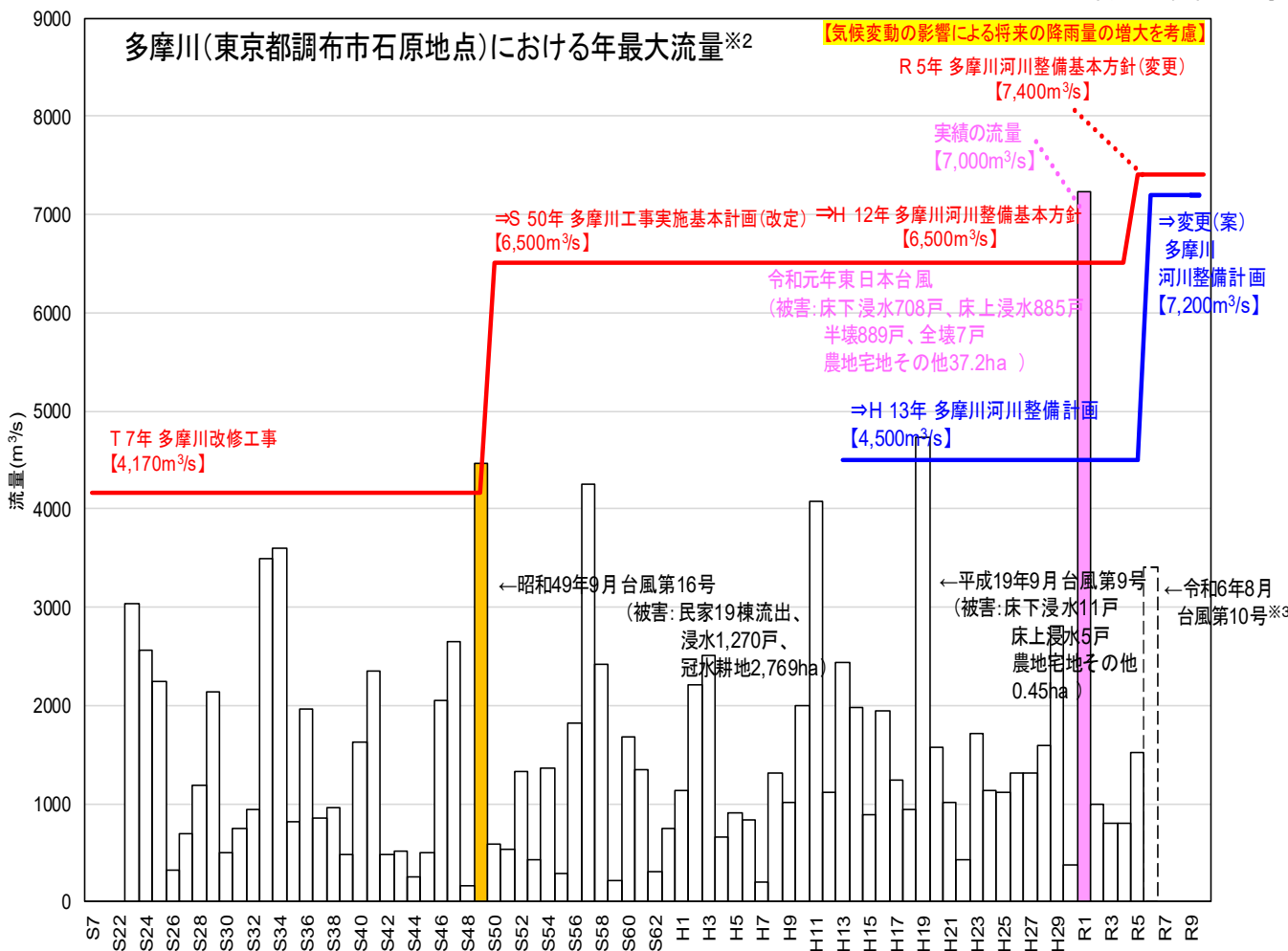
令和7年5月20日

関東地方整備局 京浜河川事務所

1. 多摩川水系河川整備計画の目標(案)について

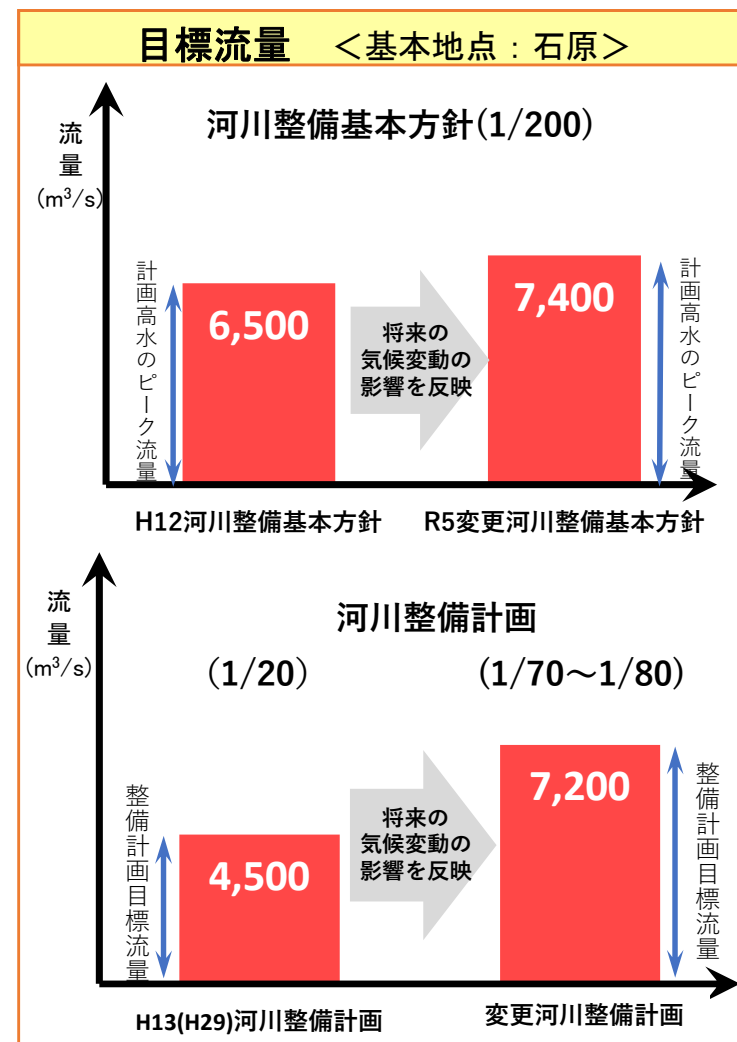
- 洪水に対しては、我が国の社会経済活動の中核を担う東京都・神奈川県を流れる多摩川の氾濫域には、人口・資産が高度に集積していることから多摩川の重要性を考慮して、目指す安全度の水準は、気候変動により予測される将来の降雨量の増加等を考慮した年超過確率※1 1/70~1/80とし、流域からの流出特性や流下特性をふまえ、基準地点石原において河道整備において対象とする流量を7,200m³/sとして、洪水を安全に流下させることを目的とする。
- 降雨量が予め定めた基準を超えると予測された場合には、流域内にある小河内ダム等において、協定に基づく事前放流を行い、一時的に洪水調節機能を強化する。

※1 年超過確率とは毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率を示しています。



※2 年最大流量は実績降雨を用いてダム無し・氾濫無しの場合に下流に流れてくる洪水流量

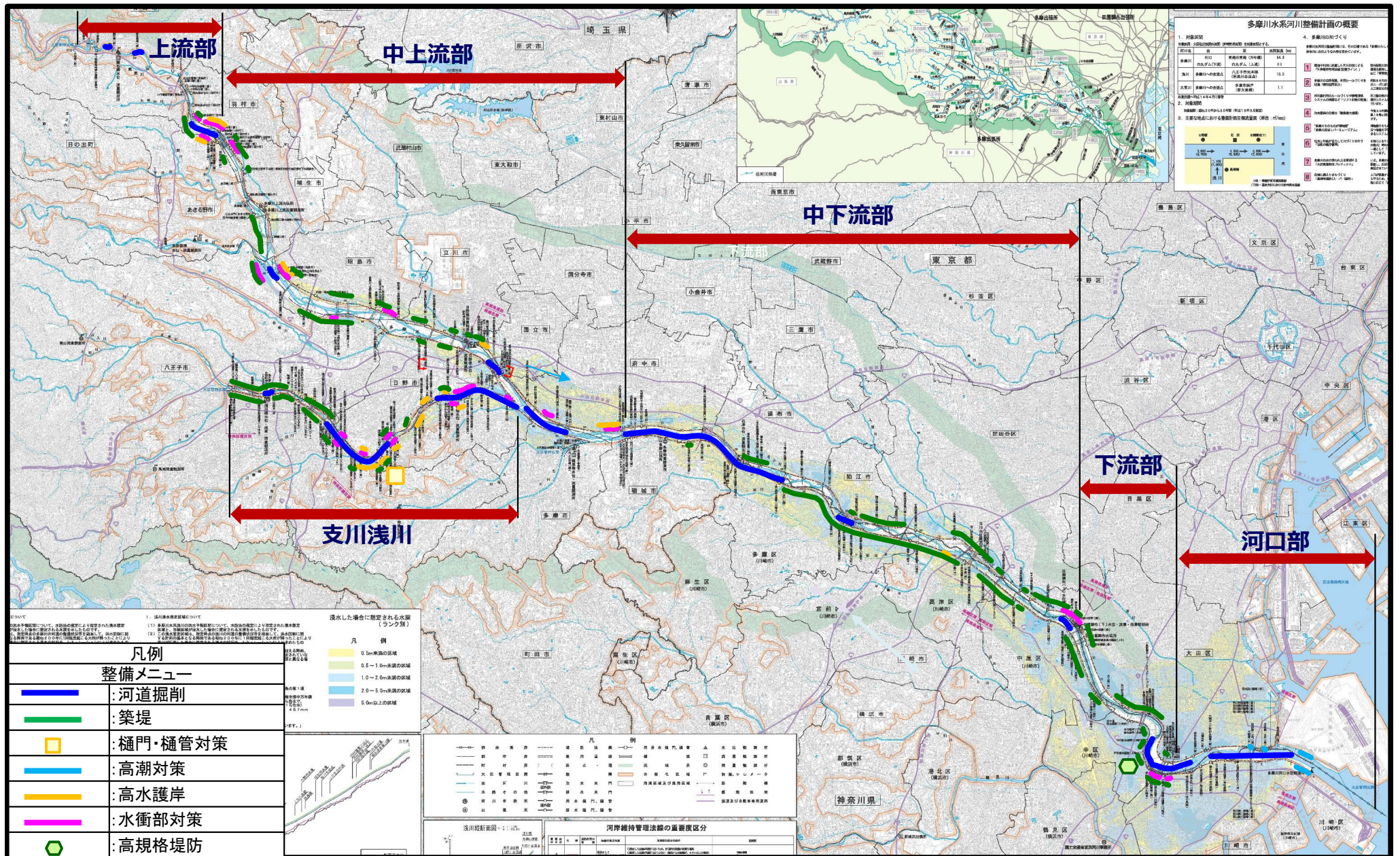
※3 令和6年の数値については、速報値のため、変更となる可能性があります。



2. 多摩川水系河川整備計画変更の考え方 整備内容(案)

多摩川水系

- 現行の河川整備計画、令和元年東日本台風の被害実績を踏まえた整備内容をベースとして、整備計画目標の洪水を流下可能となるメニューを設定する。



3. 環境定量目標設定(多摩川水系河川整備計画変更)

【河川整備計画変更の目標】

- 多摩川水系の歴史的な川と地域の関係を踏まえつつ、～都市に残された水と緑のオアシスとして、かけがえのない自然の恵みを享受し、次世代により良い資産として継承するべく、関係機関や流域住民等と連携しながら「治水」「環境」「利用」が調和した川づくりに取り組む。

【環境目標】

- 多摩川が目指すべき目標としては、多様な動植物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全や外来植物による樹林化等により悪化しつつある自然環境の改善につなげるように工夫し、河道の地形や地質条件、豊かな河川景観に配慮し、関係機関や流域住民等と連携しながら「治水」「環境」「利用」が調和した川づくりに取り組むことを目標とする。

【多摩川の河川流況及び水質・魚種の変遷】

- 多摩川は、江戸城への献上鮎や鮎漁では足に当たってくるほど大量であった文献が確認されていたが、高度経済成長期に流域の工場立地や宅地化の進展に伴う都市排水の増加により水質が悪化してきた背景から確認出来る魚種は減少したと考えられる。
- その後、流域内で下水道整備等が進捗していくことで、水質は改善し、現在では確認種数は増加傾向にある。



【環境定量目標】

- 治水対策と同様に河川環境についても目標を明確にするため、「生物の生息・生育・繁殖の場」を**河川環境の目標**として設定し、関係者が共通認識の下で取り組みを展開していく。
- 多摩川における河川環境の目標の設定については、現況の河川環境に関する総合評価より、生物の生息・生育・繁殖の場として創出・保全すべき多摩川の特徴的な環境要素を設定し、環境要素に依存する指標種を設定する。
- 現況の河川環境に関する総合評価より、評価原点を定め、過去の河川環境より良好な場は保全し、劣化している場は創出を実施する。
- 目標設定にあたっては、**保全・創出する場を定量的に設定**するものとし、見込んでいる不確実性の考え方についても示していく。

【フォローアップ】

- 今後の知見の蓄積及び沿川で活動している**市民団体等の調査結果も踏まえ**、定量的・安定的な情報把握及び、保全・創出した場による生物種の定量的な目安をあわせて検討する。
- 生物種が戻るためには時間が必要であり、整備とその応答を確認しつつ、長期的・広域的に評価した上で、適宜、目標の再設定を行っていく。
- 整備した場の形状やその位置が河川的作用により局所的には変化しつつも、河川全体として安定的に維持されることを目指していく。

【質的確保・モニタリング】

- 生息場の創出面積の目標設定に向けた進捗確認にあたっては、専門家の意見も伺いながら、生息場における質の関係性が深い種に着目した**モニタリングを実施**する。

【流域全体との関わり】

- 関係団体への意見聴取においても、定量目標を示すことで、自治体や地域住民も多摩川の環境に対する理解度が深まるという意見もあることから、定量目標設定についても重要性を認識している。
- 流域のハビタットとの行き来を可能とするため、河道掘削により消失する流入水路を新たに創出し、**流域と河道との生態系ネットワークを確保**する

4. 骨子(案)の第7回有識者会議での主な修正点(まとめ)

2. 河川整備計画の目標に関する事項

- 河川整備計画は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川整備を行うため、中期的な整備内容を示したものであり、今回の河川整備計画改定で位置づけた整備が進捗することで、多摩川水系河川整備基本方針において目標としている川づくりの達成が視野に入る段階となることから、将来の計画縦横断形状に対し手戻りを生じない形状や整備手順とすることに留意するとともに、河川整備基本方針に定められた目標達成に向けて必要な調査や検討、関係者との調整を計画的に進めます。
- 特に「治水」「環境」「利用」が調和した持続可能な技術体系の構築は多摩川の川づくりの要となるため、これまでの多摩川における先進的な取組を踏まえつつ、学識経験者等との連携のもと新たな技術や知見について、積極的に試行検証を行います。

3. 河川の整備の実施に関する事項

【3.1】

- 具体的な整備内容は、目標とする安全度を確保するのみならず、限られた費用と時間の制約の中での整備の実現性や地域社会への影響などを総合的に勘案して設定する必要があります。多摩川においては、沿川地域の都市化が著しいことや、首都圏の基幹的な物流網となる数多くの交通機関が渡河していること、利水用の取水堰や下水処理水等の排水施設が相当数あること等を踏まえれば、大規模な引堤や計画高水位の引き上げを伴う堤防のかさ上げは現実的ではないため、現況の堤防位置や高さ等の堤防計画を踏襲して堤防整備を進捗させるとともに、河道掘削により目標流量の達成を図ることを基本とします。
- なお、河川の整備に当たっては、新技術の開発や活用の可能性を検討するとともに、河道掘削等により発生する土砂を堤防整備等へ有効活用を図る等、コストの縮減に努め、設計、施工、維持管理の各段階で、河川環境情報図を参考に、当該箇所では留意すべき生物の有無を確認した上で、河川環境の整備と保全を実施します。

【3.1.1(4)堤防強化】

- 堤防等の安全性評価に関する新たな知見や検討手法を活用しつつ、緊急性、環境面等を総合的に判断して必要な対策を行います。

【3.1.1(9)支川合流点処理】

- 多摩川と平瀬川の支川合流点は、関係機関との調整を行い、堤防整備するとともに、流域自治体との連携の下で、残堀川なども含めて水害リスクが高い箇所には危険性を現地で明示するとともに緊密な情報共有により警戒態勢の確保を図るなど、水害リスクを低減する対策を総合的に実施します。

【3.1.3(3)人と河川との豊かなふれあいの確保に関する整備】

- かわまちづくりによる整備にあたっては、多摩川が本来有する水を基調としたダイナミズムを感じさせる良好な景観が保全・創出されるよう、河川とそれに繋がるまちを活性化する拠点形成して拠点間を連節することで、河川空間をネットワークとした回遊性の高い水辺の回廊を持たせ、連続的な視点の移動によって視対象が連続的に変化するシーケンス景観を意識した整備を行います。

【3.2.1(4)許可工作物の機能の維持】

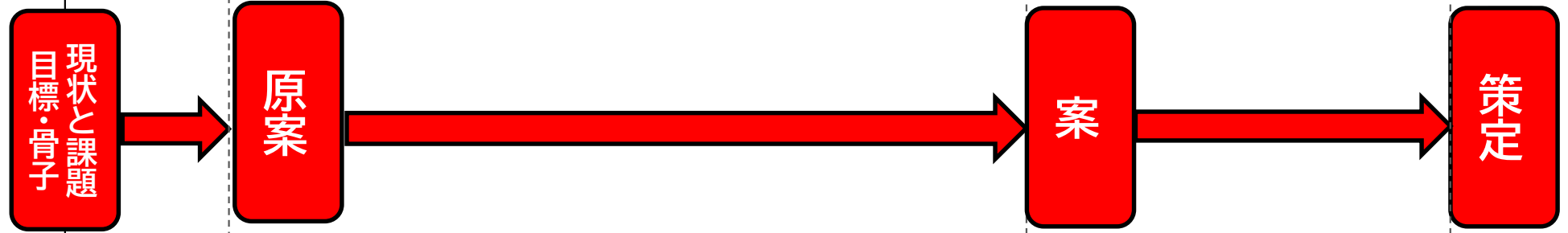
- 橋梁や樋門・樋管等の許可工作物は、老朽化の進行等により機能や洪水時等の操作に支障が生じるおそれがあるため、施設管理者と合同で定期的に履行状況の確認を行うことにより、施設の管理状況及び施設に影響を及ぼすような河床の変化や兆候等を把握し、定められた許可基準等に基づき適正に管理されるよう、必要に応じて施設管理者に対し改築等の指導を行います。

5. 多摩川水系河川整備計画策定までの流れ

現時点

令和7年内目途

策定の流れ



学識者会議

有識者会議⑦

- ・ 現状と課題
- ・ 目標
- ・ 骨子

有識者会議⑧

- ・ 原案

意見反映

有識者会議⑨

- ・ 案(意見反映版)

市区町村
関係都県

関係都県会議

- ・ 原案

意見反映

意見
反映

**関係都県知事
からの意見聴取**

関係住民等

**原案に対する
関係住民等意見聴取**

- ・ 意見の聴取
- ・ 公聴会の開催

関係省庁

関係省庁との協議

※現時点での見通しを示したものであり、変更の可能性があります。